

平成 24 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ  
代表者名 代表取締役社長 柳澤 安慶  
(コード番号 2461)  
問合せ先 執行役員社長室長 杉山 紳一郎  
(TEL. 03 - 5766 - 3530 )

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 22 日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、単元株式数（売買単位）を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 24 年 12 月 31 日（月）を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 24 年 12 月 28 日（金））として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	107,790 株
今回の分割により増加する株式数	10,671,210 株
株式分割後の発行済株式総数	10,779,000 株
株式分割後の発行可能株式総数	30,000,000 株

※上記株式数は、新株予約権の行使によって変動の可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日の公告日 平成 24 年 12 月 10 日（月）

基準日 平成 24 年 12 月 31 日 (月) ※実質的には平成 24 年 12 月 28 日 (金)  
効力発生日 平成 25 年 1 月 1 日 (火)

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 1 月 1 日 (火) をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 1 月 1 日 (火)

(ご参考) 株式の受け渡しは 4 営業日目であるため、平成 24 年 12 月 26 日 (水) をもって、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、分割の割合を勘案し、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 1 月 1 日 (火) をもって当社定款の一部を変更いたします。

#### (2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条 (単元株式数) を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>300,000</u> 株とする。  (新設)	(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000,000</u> 株とする。  (単元株式数) <u>第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 7 条～第 <u>43</u> 条 (条文省略)  (新設)	第 8 条～第 <u>44</u> 条 (現行どおり)  <u>附則</u> <u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設ならびにそれに伴う条文の繰り下げは、平成 25 年 1 月 1 日から効力を発生する。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 日程

取締役会決議日 平成 24 年 11 月 22 日 (木)

効力発生日 平成 25 年 1 月 1 日 (火)

5. ストック・オプション行使価額の調整

株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、ストック・オプション（新株予約権）の行使価額を平成 25 年 1 月 1 日（火）以降、次のとおり調整いたします。

新株予約権	調整前行使価額	調整後行使価額
第 2 回新株予約権	10,000 円	100 円
第 3 回新株予約権	20,000 円	200 円
第 4 回新株予約権	779,196 円	7,792 円
第 5 回新株予約権	184,000 円	1,840 円
第 6 回新株予約権	109,027 円	1,091 円
第 7 回新株予約権	135,520 円	1,356 円
第 8 回新株予約権	134,482 円	1,345 円
第 9 回新株予約権	142,632 円	1,427 円
第 10 回新株予約権	115,100 円	1,151 円

6. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式の分割に際して、資本金の額の増加はありません。

(2) 今回の株式の分割に伴う配当について

今回の株式の分割は平成 25 年 1 月 1 日（火）を効力発生日としておりますので、平成 24 年 12 月期の期末配当金につきましては、株式の分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以 上